

公益財団法人禅文化研究所

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人禅文化研究所（以下「この法人」という）の定款第37条に基づき賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人・法人又は団体をいう。

2 特別賛助会員は、この法人の事業に関し、長期的な観点から特別な賛助を資する個人・法人又は団体の理事長が承認したものをいう。

3 名誉会員は特別賛助会員の中から、この法人に対する越格なる支援を継続して行なった個人・法人又は団体の理事長が承認したものをいう。

(入会)

第3条 賛助会員及び特別賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会申込書を提出しなければならない。

(会員審査)

第4条 理事長は、入会の申し込みに対して、その可否を審査して決定するものとする。

(会員期間)

第5条 賛助会員の会員期間は、定款第6条に定める事業年度（毎年4月1日－翌年3月31日）を1期とする。ただし、賛助会員から退会の申し出がない場合は、毎年度自動的に会員期間を更新するものとする。

(会費)

第6条 会費は次のとおりとする。

- ①個人賛助会員：年会費1口1万円(1口以上)
- ②法人又は団体賛助会員：年会費1口3万円(1口以上)
- ③特別賛助会員(個人、法人又は団体)：年会費1口10万円(1口以上)
- ④名誉会員は特別賛助会員の規定が適用される。

(会費の納入)

第7条 会費の納入は年1回とし、毎年9月末までに納入しなければならない。ただし、新規賛助会員及び特別賛助会員は、入会時に納入するものとする。

(会費の用途)

第8条 会費は、総額の最大100%まで管理業務に関する会計（法人会計）に充当することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 賛助会員は、退会届を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第11条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、理事長は、同会員を除名することができる。

- (1) 本規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他賛助会員の地位を継続する事が相応しくないとき。

(変更)

第12条 本規程の変更は理事会の決議を要する。

(附則)

本規程は、平成29年4月1日から施行する。



公益財団法人 禅文化研究所

〒604-8456 京都市中京区西ノ京壺ノ内町 8-1 花園大学内

TEL 075-811-5189 FAX 075-811-1432 E-mail: info@zenbunka.or.jp

http://www.zenbunka.or.jp